## 盛岡広域振興局長告示第38号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年6月20日

盛岡広域振興局長 宮 野 孝 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大ケ生徳田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市黒川22地割8番9地先から紫波郡矢巾町大字西徳田	新	A m	m
第8地割25番1地先まで		24.8~6.2	1, 191. 2
		В	
		32. 9~15. 8	1, 188. 8
	旧	A	
		24.8~6.2	1, 191. 2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成29年6月20日から同年7月20日まで